

シルバー人材センターに対する支援についての意見書

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、会員である高年齢者に就業機会を提供することで、生きがいのある生活の実現や地域社会の活性化に貢献するなど、重要な役割を担っている。

国は、高年齢者の就業機会を確保するため、シルバー人材センターのこうした社会的役割を踏まえ、運営に必要な経費等についての補助金の交付や、高年齢者への技能講習の開催支援などの取り組みを推進してきたところである。

本市においても、シルバー人材センターは、高年齢者の社会参加の促進に貢献し、医療費や介護費用削減に一定の役割を果たしている。

そのような中において、令和5年10月から消費税におけるインボイス制度が導入されることに伴い、シルバー人材センターにおいては、就業の対価として会員に支払う配分金について、その消費税相当額を新たに負担する必要があることが見込まれているが、シルバー人材センターは収支相償を運営の原則としており、新たな負担に対する財源が無い。

よって、本市議会は、国に対し、消費税におけるインボイス制度導入後も、シルバー人材センターが安定的な事業運営を継続し、その社会的役割を引き続き担っていただけるよう、シルバー人材センターに対する支援を図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月24日

愛知県犬山市議会

議長 三 浦 知 里

提出先

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長